一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満		五七デシベル
一三六・四一四MHz以上二三〇MHz以下		三七デシベルから三五デシベルまで　※
二三〇MHzを超え一GHz以下		四二デシベル

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が許容値を超える場合であつても、その設備がマグネトロンで駆動し、かつ、当該許容値を超えた準尖頭値が測定された周波数における平均値が準尖頭値の許容値から五デシベルを減じた値以下のときは、準尖頭値の許容値を満たしているものとみなす。

(6)　利用周波数が四〇〇MHz以上の設備の場合は、一GHz以上一八GHz以下の周波数帯における利用周波数による発射及び不要発射による電界強度がその設備から三メートルの距離において次に掲げる条件のいずれかに適合すること。

㈠　尖頭値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。㈡及び㈢において同じ。）が七〇デシベル以下であること。

㈡　対数平均値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）が六〇デシベル以下であり、かつ、一一・七GHz以上一二・七GHz以下の尖頭値が七三デシベル以下であること。

㈢　振幅確率分布特性値（振幅確率分布において規定した振幅又は確率に対応する値をいう。第三号(6)㈢において同じ。）（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）が、確率一〇パーセントの場合に七〇デシベル以下であり、かつ、一一・七GHz以上一二・七GHz以下の尖頭値が七三デシベル以下であること。

二　一〇kHz以上四〇〇GHz以下の周波数の高周波エネルギーを電磁放射、誘導結合又は容量結合の形式以外の形式で用いる設備であつて、住居用に使用する目的の建造物に給電する低圧の電力系統に直接接続する施設で使用されるもの

(1)　交流電源端子における妨害波電圧がそれぞれ次の表の許容値以下であること。

周波数帯	準尖頭値	平均値
［略］	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	［略］	［略］

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(6)　四〇〇MHzを超える周波数で動作する設備の当該設備から三メートルの距離における不要発射による電界強度について、一、〇〇五MHzから二、三九五MHzまでの間及び二、五〇五MHzから一七、九九五MHzまで（五、七二〇MHzから五、八八〇MHzまでを除く。）の間において尖頭値が最も高い妨害波の周波数を中心として、一〇MHz掃引した値の尖頭値の最大許容値毎メートル六〇デシベルマイクロボルト

二　一〇kHz以上四〇〇GHz以下の周波数の高周波エネルギーを発生させて、そのエネルギーを材料の処理、検査又は分析のために用いる設備以外の設備であつて、住居用に使用する目的の建造物に給電する低電圧電力系統に直接接続する施設で使用されるもの

(1)　電源端子における妨害波電圧の最大許容値

周波数帯	準尖頭値	平均値
［同上］	最大許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	［同上］	［同上］

注　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

［新設］